

## 1. はじめに

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号。以下「法」という。）の施行状況等を、都道府県及び法に基づく政令市（以下「政令市」という。）計86自治体からの報告に基づき、平成12年1月15日の法施行から平成13年3月31日までの間を対象に取りまとめた。

## 2. 特定施設の届出状況

全国の大気基準適用施設及び水質基準対象施設に係る届出の状況は、以下のとおり。なお、水質基準対象施設については、法に基づく届出と瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年10月2日法律第110号。以下「瀬戸内海法」という。）<sup>注1)</sup>に基づく許可等とを合わせた件数である。

（注1）瀬戸内海関係13府県の区域においては、工場・事業場からの公共用水域への排水が1日当たり最大50m<sup>3</sup>以上である水質基準対象施設の設置等に際し、瀬戸内海法に基づく府県知事等の許可を受け、又は届出を行うこととされている。なお、排出基準、改善命令等に関しては、法の規定が適用される。

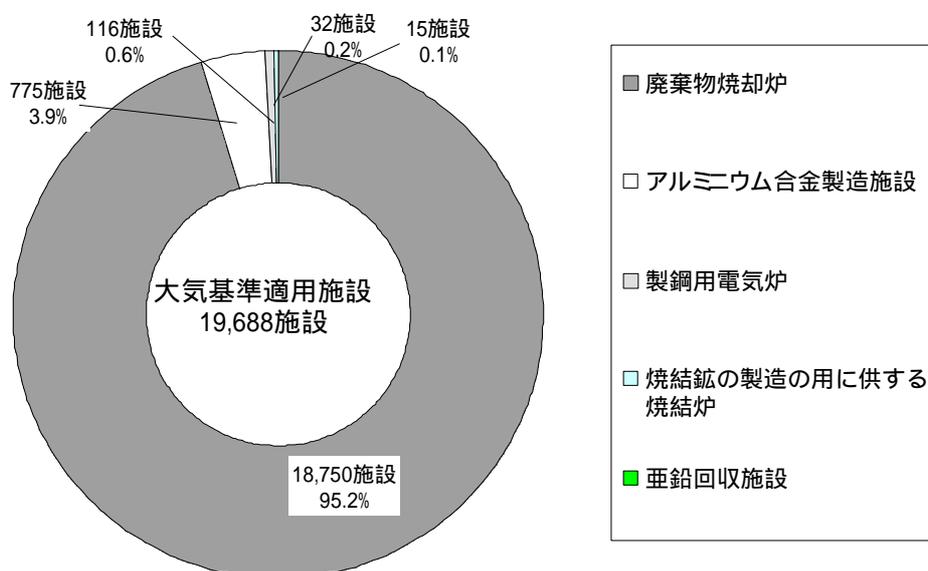
### （1）大気基準適用施設

平成12年3月31日現在の施設数	22,610
平成12年度	
設置届出〔新設〕	694
使用届出〔既設〕 <sup>注2)</sup>	4,846
規制対象規模未満への変更届出 <sup>注3)</sup>	} [ 廃止等 ]
使用廃止届出	
平成13年3月31日現在の施設数（事業場数）	19,688 (15,390)

（注2）既設の未届施設で、平成12年度に新たに届出がなされたもの。

（注3）法第14条第1項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより大気排出基準の適用を受けなくなった施設数。

### 大気基準適用施設の種別割合



施設種類別にみると、廃棄物焼却炉が最も多く、全体の95.2%を占めている。ついで、アルミニウム合金製造施設、製鋼用電気炉となっている。

(2) 水質基準対象施設<sup>注4)</sup>

平成12年3月31日現在の施設数	3,804
平成12年度	
設置届出・設置許可[新設]	132
使用届出[既設] <sup>注5)</sup>	601
規制対象規模未満への変更届出・変更許可 <sup>注6)</sup> 使用廃止届出	282
平成13年3月31日現在の施設数(事業場数)	4,255 (2,384)

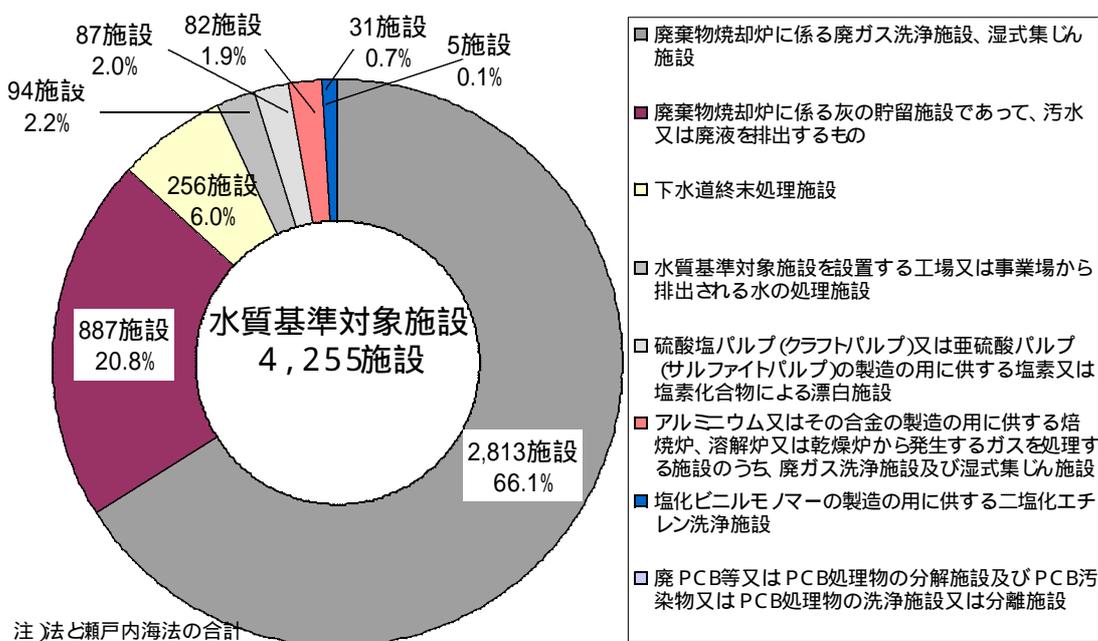
(注4) 瀬戸内海法に基づく許可等を含む。

(注5) 既設の未届施設で、平成12年度に新たに届出がなされたもの。

(注6) 法第14条第1項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより水質排出基準の適用を受けなくなった施設数、若しくは瀬戸内海法第8条第1項に基づき変更許可がなされたもののうち、規模が小さくなることにより許可の対象外となった施設数。

施設種類別にみると、「廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの」が最も多く、全体の87.0%を占めている。ついで、下水道終末処理施設(水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る)となっている。

水質基準対象施設の種類別割合<sup>注)</sup>



### 3. 特定施設に係る規制事務実施状況

法施行（平成12年1月15日）から平成13年3月31日までの間に、全国で立入検査を実施した件数は、大気関係18,894件及び水質関係2,253件であった。また、法に基づく命令以外で特定施設設置者に対し指導が行われた件数は、大気関係15,598件（口頭指導9,076件、文書指導6,522件）及び水質関係887件（口頭指導747件、文書指導140件）であった。

都道府県・政令市による測定及び設置者による自主測定の結果排出基準を超過した施設等の件数は、大気基準適用施設27件、水質基準適用事業場（水質基準対象施設が設置されている特定事業場）1件であり、うち、2件は命令措置（大気基準適用施設について改善命令1件及び一時停止命令1件）が執られている。なお、罰則適用事例はなかった。

### 4. 設置者による自主測定結果報告状況

大気基準適用施設設置者及び水質基準適用事業場設置者は、法に基づき毎年1回以上、排出ガス及び排水（廃棄物焼却炉では、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を含む。）についてダイオキシン類による汚染の状況を測定し、その結果を都道府県知事又は政令市の長に報告しなければならない。

この設置者による自主測定の結果については、法施行（平成12年1月15日）から平成13年3月31日までの間に、全国で、大気基準適用施設で13,637件及び水質基準適用事業場で840件の報告がなされている。

自主測定結果の報告がない又は自主測定で排出基準を超過した施設・事業場の設置者に対しては、口頭及び文書指導、報告徴収等の措置が執られた。

### 5. 土壌汚染対策の状況

法施行（平成12年1月15日）から平成13年3月31日までの間に、全国で土壌汚染対策地域の指定及び土壌汚染対策計画の策定はなかった。

### 6. 都道府県・政令市における条例制定状況

平成13年3月31日現在、法第8条第3項に基づく上乗せ排出基準を定める条例を定めている自治体はなかった。なお、5自治体（埼玉県・東京都・三重県・川崎市・高知市）で、法に定める特定施設以外の施設に対して規制を加える等、自治体独自のダイオキシン類対策に係る条例を定めている。